

発表題目 人工物に関わる所有権

氏名 Norifumi SAITO

所属 関西大学

本文

所有権は、様々な立場で議論される。臓器や知的財産は特殊な位置を占めている。ただ、ここで取り上げるのはいわゆる普通の商品である。しかも人工物と言われるものである。

私は自分の所有物をどのように処分しても構わない、これが所有権の基本だと思われる。しかし、人工物に関してはそうでもないことが起こっている。

いくつかの事例を概観しつつ、所有権という権利をもとにして、人工物ということをさらに考えてみたい。

1. 家

自宅の中で裸で暮らそうが、食器を洗わずに積み重ねておこうが、家の中はプライバシーが保証され、何をやっても他人にどうこう言われることはない。もちろん、他人に迷惑がかかることを自宅内でやるとそれは問題になる。例えば、大音量で音楽を聴くといったことである。近隣の他人に迷惑をかけることは倫理的にダメだとされる。

実際、建築基準法に従って建築確認を受けたいうえで、建築が許可される。このとき、自宅による日影が他人の家に大きな影響があると、それは問題になる。

また、家の瓦が落ちて他人に被害を与えると、家の所有者がその損害を賠償することになる。これは、所有者が行為をしている（体を動かしている）とは思えないが、所有者であるために責任を負うということになっている。

所有者は、所有されたものを自分の好きなように処分できるが、所有物に由来する責任も引き受けることになる。この点は、ペットを所有している場合に、そのペットが他人を傷つけた場合と同じである。

「他人に迷惑をかける」ということが、私の行為によるのでなくても、私の所有物による場合には、私は責任を問われることになる。

所有物が一種の私であれば、危害原理によって「私」の自由による責任は引き受けざるを得ないのだろう。

さらに問題なのは、空き家である。多くの空き家がある。家は現在は負債になっている。マイナスの価値を持っているし、自治体に単純に寄付することもできない。ある種の家電製品は、廃棄料金を支払わなければ、捨てることもできない。このとき、空き家や廃棄家電を私は所有しているはずだが、私は自分の所有物を勝手に処分することはできない。私

の自由が制限されているのか、負の価値を持つものに対しては、所有権という概念が成り立たないのか。

2. 製造物責任法

自動車の通常の機能である動き、止り、曲がることができることさえ満たせば、メーカーの責任は終了すると考えられていた時代もあった。つまり、ドライバーが通常の機能を利用して責任を持って道具を使う、はずだった。(道具についての基本的イメージはこうだった。)しかしそれでは済まない時代になる。

PL 法に結晶した二次衝突の問題(車が衝突事故を起こした時に、車に乗っているドライバーが車の中の設備とぶつかって、大きなケガをする)は、自分で処分できる権利としての所有権を超えるところまでも(ユーザの使い間違いでも、よく起こる間違いならメーカーがそれに対処すべきだとして)、メーカーが対処せよというのである。このような二次衝突の配慮をしていない自動車は欠陥車だとして非難された。つまり、販売後は消費者に所有権が移り、ユーザが人工物をコントロールしているはずだったのに、安全に関する自動車の利用の仕方をコントロールをする権利を、いわばメーカーに与えているようにも見えてくる。(馬に乗る場合には、落馬にかかわる責任は自己責任となるだろうが。馬を所有していても。)

3. サービス化

さて、ものづくりのサービス化が現代の流行である。例えば、ソリューションという言葉を使ったビジネスはここ 10 年以上前から普通に行われている。作った製品を売るというよりも、他の企業が必要とする技術や製品を適切に提供しようとするビジネスである。

これは、ものづくりからサービスへという方向性を先取りするものである。ただ、このビジネスはある面から見ると、他人の所有物に対して、利便性、安全性という観点から、介入していこうとするものである。(物は売る。所有権が移った後は好きに使ってくれ。というのとは違ったビジネスである。)所有者が自分の所有物をすべてコントロールできるのなら、いらぬおせっかいに近いことをしているはずだが、人は「自分のもの」の使い方をよく分かっていないから、このようなサービスが機能する¹。ビジネスの段階でも技術の伝達は難しい。企業以上に個人は人工物の機能や副作用を分かることがより少ないだろう。

2つのポイントに注目する。

一つは、ソリューションとか、サービス化というのは、製品を所有者に好きにつかってくれ、というのではなく、使い方の支援をすとか、ある種の強制をすということでもあるということだ。典型的には、コンピュータは、理論的に万能であり、何でもできる。だ

¹ 特許流通フェアもよく行われている。特許という優れた技術でも、その使い道に関しては、発明者も理解していないことが多い。そのために、技術を公開して多くの人に見てもらって、使い道を考えてもらおうという試みである。

から、そのうちで、特に、表計算をするとか、ワープロをする場合には、それなりの使い方の導きをするために、市販のプログラムが用意してある。スマホなどでは、アプリという形で、様々な機能が準備してある。自分で複雑なプログラムを書くことも不可能ではないかもしれないが、非常に難しい。その状況を前提すると、私の所有物である PC が私にとって不透明なものとなる。つまり、プログラムを作ったメーカーが、私の所有物のある程度管理することが行われている。

もう一つのポイントは、市場取引にかかわる。人工物を作ることは大量生産と市場での取引を通じて需要と供給による価格形成を示す良い例であった。ただ、所有者が人工物をうまくコントロールできない場合においては、市場に任せることがうまく機能するとは思えない。これは、個人の住宅の建設時には起こっていた（談合など）が、価格形成の典型例とは見做されなかった。さらに事故を起こす人工物は、ある意味で負債と見なされるかもしれない。もちろん、使い方によるかもしれないが、その限度が見えがなくなっているのが、複雑な人工物である。

人工物そのものが複雑系と理解されることによって、所有とそれに由来する愚行権はどの程度認められるのだろうか。

4. メンテナンス

メーカーからメンテナンス情報をメンテナンス業者に伝えるとことがうまくいかず、死亡事故が起こったことがある。もちろん、エレベータの所有者、管理者が自分の所有物の情報をメンテナンス会社に伝えることによって、メンテナンスはやりやすくなる。そして安全は確保されやすくなるだろう。このとき、当然個人やマンションの情報をメーカーや事業者が持つことになる。これは所有物に関する所有者個人のコントロールができていないということを含意する。

契約に基づいて個人的にメーカーなどと話したうえで、自宅の機械の情報を提供し、サービスを受けることは人間の選択の自由にもかなうことである。問題は、PL 法や不法行為法で一般的に責任転嫁が可能になるということである。

また、PC やスマホを取り上げよう。もちろん、サイバー攻撃がありうる。サイバー攻撃に対処するためには、少なくともソフトの日々の更新、改良が必要になる。そして、その対策をするワクチンソフトを購入することになる。こうして初めて、スマホのある日々の生活を送ることが出来る。

良く考えると、私が使うアプリがどのようなものかとか OS の使い方も含めて、個人の所有物の内容をある程度企業に開示することによって、我々は安全にビジネスや日々の交流を行うことが出来る。技術がサービス化するという事は、(契約を通じたユーザの意思決定の下でという設定に基づくことによって、実は) 製造者とか事業者が私の所有物に介入せざるを得ないことでもある。

この場合、個人的に仕様を変えると、メーカーでは対処できないことも生じる。安全のた

めには個人的修理、変更を許さない、ということまで必要とされるかもしれない。ここま
でやると、メーカーや事業者のみが全ての責任をとることになる。このような場合におい
ては、自分のものを自分で処分しているという所有権はどう位置づけるべきなのか²。

この論考の一部は、基盤(c)特設分野研究 課題番号 16KT0189 の資金に由来する。

² WIRED news 2013.03.26 TUE 20:23 によると、アップル製品に関して、ソフトウェア
もサービスマニュアルも著作権保護で部外秘になっているために、ハードウェアを買って
も、それを自分で直せない。こういう意味で、自分の買った製品の所有権を（少なくとも
完全には）持っていない、といわれる。